資料 4-1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準

[ 村 4 <sup>-</sup> 1	工の中の存立く中による工物の	行条及い火音の先生の例正に関する未例の工物基準
項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液10につき0.01mg以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件(昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液10につき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液10につき0.05mg以下	規格K0102の65.2に定める方法
ひ砒素	検液10につき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1キログラムにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第 59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
РСВ	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の 土地の利用目的が農用地(田に限 る。)である場合において、土砂 等1キログラムにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に定める方法
ジクロロメタン 四塩化炭素	検液 1 l につき0.02mg以下 検液 1 l につき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロ エタン	検液10につき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロ エチレン	検液10につき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シスー1,2ージ クロロエチレン	検液 1 0につき0.04mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1ートリク ロロエタン	検液10につき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリク ロロエタン	検液10につき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 0につき0.03mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 0につき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロ プロペン	検液10につき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液10につき0.006mg以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液10につき0.003mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液10につき0.02mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液10につき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液10につき0.8mg以下	規格 K 0102 の34.1 に定める方法又は規格 K 0102 の34.1 c)(注(*)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液10につき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
<b>借</b> 考		

## 備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料4-2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の水質基準

		行朱及い火音の先生の例正に関する末例の小貝巫毕	
項目	基 準 値	測 定 方 法	
カドミウム	10につき0.01mg以下	規格K0102の55に定める方法	
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102 の38.1.2及び38.3に定める方法	
有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法	
鉛	10につき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法	
六価クロム	10につき0.05mg以下	規格K0102の65.2に定める方法	
砂砒素	10につき0.01mg以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	
総水銀	10につき0.0005mg以下	環境基準告示付表1に掲げる方法	
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 2 に掲げる方法	
РСВ	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法	
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の 土地の利用目的が農用地(田に限 る。)である場合において、 $10$ につき $1  \mathrm{mg以下}$	規格K0102の52に定める方法	
ジクロロメタン	10につき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
四塩化炭素	10につき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 2-ジクロロ エタン	10につき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1, 1-ジクロロエチレン	10につき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
シスー1, 2ージ クロロエチレン	10につき0.04mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
1, 1, 1-トリク ロロエタン	10につき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 1, 2-トリク ロロエタン	10につき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
トリクロロエチ レン	10につき0.03mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
テトラクロロエ チレン	10につき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 3-ジクロロ プロペン	10につき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
チウラム	10につき0.006mg以下	環境基準告示付表4に掲げる方法	
シマジン	10につき0.003mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	10につき0.02mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	
ベンゼン	10につき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	10につき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	
ふっ素	1 0につき0.8mg以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注( <sup>6</sup> ) 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法	
ほう素	10につき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	
備老	- 5		

## 備考

りん

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料4-3 土壌汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準(mg/0)	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準(mg/kg)
第1種特定有害物質揮発性有機化合物	四塩化炭素	0.002以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-
	ジクロロメタン	0.02以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-
	トリクロロエチレン	0.03以下	-
	ベンゼン	0.01以下	-
第2種特定有害物質重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
第3種特定有害物質農薬等	シマジン	0.003以下	-
	チウラム	0.006以下	-
	チオベンカルブ	0.02以下	-
	РСВ	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-